

# 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策優良施設認証制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底している高齢者施設を優良施設として認証し公表することで、安心安全な取組を広げ、高齢者施設における感染防止対策の徹底を図り、もって入所者が安心して暮らせる環境の整備を行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、申請者及び高齢者施設の定義は次のとおりとする。

### (1) 申請者

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策優良施設（以下「優良施設」という。）として認証を受けようとする者をいう。

### (2) 高齢者施設

次に掲げる施設をいう。

ア 特別養護老人ホーム

イ 介護老人保健施設

ウ 介護医療院、介護療養型医療施設

エ 養護老人ホーム

オ 軽費老人ホーム

カ 地域密着型特別養護老人ホーム

キ 認知症高齢者グループホーム

ク 有料老人ホーム

ケ サービス付き高齢者向け住宅

コ 生活支援ハウス

## (優良施設)

第3条 優良施設とは、埼玉県内に所在する高齢者施設であって、次条で定める基準を満たす施設とする。

## (認証の基準)

第4条 知事は、次に掲げる事項を全て満たす高齢者施設を優良施設として認証する。

(1) 感染防止対策責任者を配置していること。

(2) 基本的な感染防止対策が講じられていること。

(3) 感染発生を想定したシミュレーションを実施していること。

(4) 希望する全ての職員、入所者が新型コロナワクチンを推奨される回数接種すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は認証しない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場

合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### (認証の申請)

第5条 申請者は、施設における感染防止対策の状況を認証申請書(様式第1号)に記載し、知事に認証の申請を行うものとする。

#### (認証の決定)

第6条 知事は、前条の認証申請書の提出があったときは、提出された書類を審査するとともに、コロナ対策オンラインチーム「eMAT」(electronic Medical Assistance Team)の構成員である感染管理認定看護師によるオンラインでの確認審査を行い、第4条の基準を満たす高齢者施設について、登録簿(様式第2号)に登録し、認証書(様式第3号)を交付するものとする。

#### (優良施設の公表)

第7条 知事は、優良施設について、埼玉県福祉部高齢者福祉課のホームページで公表する。

#### (再交付の申請)

第8条 優良施設は、認証書を破損、汚損、亡失した場合で再交付が必要な場合には、再交付申請書(様式第4号)により、知事に申請するものとする。

#### (有効期限)

第9条 認証の有効期限は、基本的な感染対策が大幅に見直された場合など、別途知事が定める。

#### (廃止又は辞退の届出)

第10条 認証を受けた高齢者施設は、事業を廃止したとき、又は、認証の辞退を希望する場合は、廃止(辞退)届(様式第5号)に必要な書類を添付し、知事に届出するものとする。

#### (認証の取消し)

第11条 知事は、優良施設において、第4条の認証申請書に記載された感染防止対策が適切に行われていないことが判明した場合、認証を取り消すことができる。

#### (所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、福祉部高齢者福祉課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。
- 2 この要綱に定める認証制度は、埼玉県における新型コロナウイルス感染症の発生状況が収束したと認められた時に、必要な見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。